印鑑登録の代理申請について

【印鑑登録することができる人】
・山陽小野田市で、住民登録されている人

【印鑑登録することができない人】
・満15歳未満の人
・成年被後見人

※　登録申請者本人の意思に基づくものであることが確認できない場合は印鑑登録ができません。
　　印鑑登録は、登録申請者本人の意思に基づいて申請するものです。

≪印鑑登録の代理申請の流れ≫

1.　申請書を取りに来る（代理人）

⇩　必要書類をそろえる。

2.　印鑑登録申請（代理人）

申請時に必要な書類

① 印鑑登録申請書（登録、既に登録済の方は廃止届）
② 代理人選任届（委任状）
③ 申請者本人が窓口まで来ることができないという、証明書又は理由書
　・ 申請者が入院加療中,施設入所中又は自宅療養中の場合　⇒　医師の診断書
　　（医師の診断書には必ず“ 意思能力がある ”旨を記入）
　　※意思能力がない場合には、印鑑登録ができません。
　・ 申請者が身体に障害のある場合　⇒　身体障害者手帳
　・ 上記以外(仕事で来れない等）の場合　⇒　自ら申請できないという理由書
　・ 施設の規定で外出できない場合　⇒　施設からの証明書
④ 申請者の登録する印鑑（実印）
⑤ 代理人の本人確認ができる、官公署発行の免許証等の身分証明
　　（顔写真付きでなくてもよい）

3.　照会書の発送（市役所）

⇩　市から登録申請者本人宛てに照会書兼回答書を送付します。

4.　照会書兼回答書、代理人選任届の記入（登録申請者）

⇩　登録申請者が回答書に記載押印してください。

5.　印鑑登録証の交付（代理人・・・申請時と同一の人）

交付時に必要なもの

① 照会書兼回答書
② 申請者の登録する印鑑（実印）
③ 代理人の印鑑
④ 申請者の健康保険証・年金手帳・年金証書等、官公署発行の証明書
（⑤ 代理人選任届　（受領のみ代理人の場合））